

八戸市農業委員会 6 月総会議事録

日時：令和 7 年 6 月 10 日（火）午後 2 時 30 分

場所：八戸市公民館 1 階 講義室

出席委員

農業委員 19 名中 18 名

1 番 坂本 俊之 出	2 番 澤向 敏一 出	3 番 内沢 豊 欠	4 番 外館 政博 出
5 番 明戸 政勝 出	6 番 坂下 国男 出	7 番 馬場 豊 出	8 番 松橋 剛志 出
9 番 森 光男 出	10 番 中村 正記 出	11 番 阿達 福壽 出	12 番 三浦 豊 出
13 番 田名部 浩 出	14 番 谷地 秀典 出	15 番 木村 武美 出	16 番 寺沢 和則 出
17 番 加藤 浩幸 出	18 番 籠田 悦子 出	19 番 赤坂 英夫 出	

農地利用最適化推進委員 22 名中 19 名

1 番 木村 弁一 出	2 番 鈴木 朋弥 欠	3 番 河原木 一実 出	4 番 在家 寛人 出
5 番 上村 隆雄 欠	6 番 上野 輝彦 出	7 番 赤坂 力雄 欠	8 番 永田 章彦 出
9 番 三浦 勝浩 出	10 番 山田 貴光 出	11 番 齋藤 正人 出	12 番 下館 敏 出
13 番 梅津 孝敏 出	14 番 橘 由正 出	15 番 磯嶋 榮助 出	16 番 岩崎 聖山 出
17 番 谷川 幸雄 出	18 番 西 国彦 出	19 番 松石 香織 出	20 番 上明戸 桂 出
21 番 村上 正人 出	22 番 森 庄次郎 出		

職務のため出席した職員

事務局次長（農地 G L）中里 紀文、農政 G L 渡部 和文、主幹 風張 陶子、主事 和山 翔紀、
主事 栗村 朋佳、主事 大橋 康平
農業経営振興センター 主幹 小井川 健、主事 田中 野

会長	皆様、御案内の時間となりましたので、ただいまから総会を開会いたします。
会長	はじめに、本日の総会に関して、事務局から報告をお願いいたします。
中里次長	事務局の中里から御報告いたします。 まずはじめに、久保事務局長におきましては、本日、市議会対応のため総会を欠席しております。事務局長に代わり、中里が務めさせていただきますのでよろしくをお願いいたします。 本日は、内沢委員、鈴木推進委員、上村推進委員、赤坂推進委員から都合により欠席される旨の連絡をいただいておりますので、御報告いたします。 次に、本日の議案のうち、議案第 24 号、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可につきましては、〇〇推進委員が当事者に、また、議案第 25 号、令和 7 年度第 2 号八戸市農用地利用集積等促進計画案に係る意見につきましては、〇〇委員、〇〇委員が当事者となっている事案がございます。 〇〇委員、〇〇委員におかれましては、議事参与の制限に該当いたしますので、当該事案の審議の際、会長の案内によりまして、御退室、御入室いただきますようお願い申し上げます。 また、〇〇推進委員におかれましては、当該議案の審議の際、事務局の案内によりまして、御退室、御入室いただきますようお願い申し上げます。
中里次長	それでは、議事に先立ち、「八戸市農業委員会憲章」の唱和を行いますので、次第の裏面を御覧ください。 唱和は全員御起立の上、上明戸桂推進委員の御発声に続いてお願いいたします。 【憲章唱和】
中里次長	ありがとうございました。 それでは、会長、よろしくお願いいたします。

会長

皆様、本日はお忙しい中御出席いただきまして、ありがとうございます。会場が狭くて窮屈ですが、よろしくお願いいたします。

皆様、御存知かと思いますが、当農業委員会で農地中間管理機構に貸し付けた農地の課税軽減の漏れがありました。誤解釈によるものでしたけれども、今後、このようなことがないように、再発防止に努めてまいります。

本日は総会後の研修会において、農業経営振興センターからの事業報告の際に、中間管理機構に貸し付けた農地の課税軽減についても説明をお願いしております。私たちも正しく理解して、中間管理機構の活用を進めていければと思っておりますので、よろしくお願いします。

それでは本日の議事につきましても、慎重に御審議をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから議事に入ります。

出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の議事につきましては、御手元にお配りしております次第により進めます。

なお、議案の説明及び質問などは、御起立の上、お願いいたします。

日程第 1

日程第 1、議事録署名者の指名を行います。

会長

お諮りいたします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名したいと存じますが、御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

それでは本職から指名いたします。

議事録署名者に、11 番 阿達 福壽 委員、12 番 三浦 豊 委員の両氏を指名いたします。

日程第 2

次に、日程第 2、議案第 23 号、令和 6 年度農業委員会の農地利用の最適化の

会長

推進の状況その他事務の実施状況の公表についてを議題といたします。

それでは、事務局から報告をお願いいたします。

中里次長

それでは、事務局の中里から、令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について御説明いたします。資料は、A4縦で右上に総会資料別冊と記載された両面印刷のものとなります。失礼ながら、着座にて説明させていただきます。

資料の表紙をめくりまして、1ページを御覧願います。

令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表でございまして、昨年度1年間の実績について確認するものとなっております。

I 農業委員会の状況については、令和6年4月1日現在の状況を記載しております。

1 農業委員会の現在の体制については、令和5年7月及び8月改選時の体制の農業委員・農地利用最適化推進委員の状況を記載しております。

次に、2 農家・農地等の概要については、主に2020年・令和2年の農林業センサスに基づいて記載しております。

2ページをお開き願います。

II 最適化活動の実施状況について御説明いたします。

1 最適化活動の成果目標の(1) 農地の集積でございます。

①現状及び課題は、管内の農地と集積面積及び集積率を記載しております。

次に、②目標の表3行目に、「今年度末の集積面積（累計）」を1,513.6ha、「今年度末の集積率」を31.6%としておりました。その目標に対する達成状況は、その下の③実績の表2行目「今年度末の集積面積」が1,056haとなったことから、「目標に対する達成状況」は、その下の3行目にあるとおり70.9%となりました。

この結果をもちまして、その下の農業委員会の点検結果は、「目標の7割程度を達成することができた」としております。

次に、(2) 遊休農地の発生防止・解消については、①現状及び課題に遊休農地の状況を記載しております。

次にその下に、②目標として 「ア、既存遊休農地の解消」の「a 緑区分の遊休農地の解消」の表の2行目、「緑区分の遊休農地の解消目標面積」を、8.18haとしておりました。

3ページにまいりまして、先ほどの目標に対し、上から3つ目の表ですが、③実績ア既存遊休農地の解消の表の中で、「今年度の緑区分の遊休農地の解消実績面積」は、ございませんでしたので、「今年度の目標に対する達成状況」は、その下の行にあるとおり0%となりました。

従いまして、その下、ページ中段付近にございます、農業委員会の点検結果は、「目標を下回る結果となった」としております。

次に、(3)新規参入の促進については、①現状及び課題に新規参入者の現状と課題を記載しております。

次に、その下の表に②目標として表の2行目に「新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積」を 4.04ha としておりました。

次に、4ページをお開き願います。

ページ上段の③実績でございますが、先ほどの目標に対し実績はありませんでしたので、農業委員会の点検結果は、「目標を下回る結果となった」としております。

次に、2最適化活動の活動目標の(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標については、1人当たりの活動日数を月6日としておりました。

次に、(2)活動強化月間の設定については、①目標として、年3回としておりましたが、②実績は、その下の表のとおり、年3回と達成しております。

次に、5ページを御覧願います。

(3)新規参入相談会への参加についてですが、①目標の年1回としておりましたが、②実績は、その下の表のとおり、参加実績はありませんでした。

以上、説明してきました実績から、目標の達成状況の評語は、「目標をやや下回る結果となった」となりました。

次の6ページのⅢ事務の実施状況については、令和6年度の総会の開催実績や、農地法に基づく許可事務等の処理件数を取りまとめて、記載したものですの

で説明は省略させていただきます。

最後になりますが、この作成しました内容を御承認いただき、併せて八戸市ホームページに掲載することにより、公表することについて御承認いただきたく存じます。

なお、公表した後、八戸市長、青森県知事、青森県農業会議に報告することになっております。

以上で、令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についての説明を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第3

次に、日程第3、議案第24号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可につ

会長

いてを議題といたします。

それでは、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

在家推進委員

在家から報告いたします。去る5月27日、田名部農業委員と市庁本館地下会議室Bにおいて、番号26番を調査してまいりました。資料の1ページをお開き願います。

渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条 26 番

調査には、両者ともに本人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、売買です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、牧草です。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例は、いずれもありません。通作距離は約1 km、耕作道はありませんが、受人が所有している隣接地を通じて耕作予定です。受人の耕作地あり、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地なしです。農業経験は15年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男3人、女2人で、うち農業専従者は男1人、女1人、兼業者は男2人、女1人です。農機具保有状況は、トラクター2台を所有しており、刈り取り作業等においては作業委託しているとのことです。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

齋藤推進委員

齋藤より報告いたします。去る5月27日、田名部農業委員と市庁本館地下会議室Bにおいて、番号27番を調査してまいりました。

渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条 27 番

調査には、受人は本人が、渡人は代理人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、売買です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は、労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、枝豆、麦です。受人は65歳以上ですが、息子が後継者としております。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例は、渡人が令和7年4月に畑を労力不足のため贈与しております。通作距離は約3 km、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化なし、宅地化あり、休耕地・山林地ありです。農業経験は50年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は、男2人、女1人で、うち農業専従者は男1人、兼業者は男1人、女1人です。農機具保有状況は、田植機2台、トラクター、コンバイン、乾燥機各1台を

所有しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

上野推進委員

引き続き上野から報告いたします。去る5月27日、田名部農業委員と市庁本館地下会議室Bにおいて、番号28番を調査してまいりました。

渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条28番

調査には、受人は代理人が、渡人は本人が出席しました。両者の関係は、知人です。態様別は、売買です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は、労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、枝豆、玉ねぎ、きゅうりです。受人は65歳以上ですが、息子が後継者としております。申請者の過去3年間にける農地の取得・売却事例はありません。通作距離は約2km、耕作道あり、受人の耕作地あり、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地あります。農業経験は6年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は、男1人、女1人で、すべて農業専従者です。農機具保有状況は、トラクター3台、田植機、中型トラック、軽トラック各1台を所有しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

在家推進委員

在家から報告いたします。去る5月27日、田名部農業委員と市庁本館地下会議室Bにおいて、番号29番から番号31番までを調査してまいりました。資料の2ページをお開き願います。

いずれの案件も、渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。これらの案件は受人が同一のため、一括して報告いたします。

3条29～31番

調査には、いずれも本人が出席しました。両者の関係はいずれも知人です。態様別は、いずれも売買です。申請理由は、受人はいずれも規模拡大、渡人は、番

号 31 番は規模縮小のため、番号 32 番は受人の要望のため、番号 33 番は労力不足のためです。申請地の貸付けは、番号 29 番と番号 30 番はなし、番号 31 番はありますが、令和 7 年 5 月 9 日付で解約通知書が提出されています。申請地における受人の作付計画は、いずれも水稻です。受人は 65 歳以上ですが、息子が後継者としております。申請者の過去 3 年間における農地の取得・売却事例は、いずれもありません。申請地周囲の状況ですが、いずれも通作距離は約 1 km、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地なしです。農業経験は 40 年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等は、受人がすでに所有している土地で、相続税猶予を受けている土地がございますが、今回の申請では問題ありません。世帯員は男 1 人で、農業専従者です。農機具保有状況は、トラクター、軽トラック、田植機を各 1 台所有しております。

調査の結果、いずれの案件も許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

上明戸推進委員

上明戸から報告いたします。去る 5 月 27 日、外館農業委員と市庁本館地下会議室 B において、番号 32 番から番号 34 番までを調査してまいりました。資料の 3 ページを御覧願います。

いずれの案件も、渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3 条 32 番

はじめに、番号 32 番について報告いたします。

調査には、両者ともに本人が出席しました。両者の関係は親戚です。態様別は、売買です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、ぶどうです。受人は 65 歳以上ですが、息子が後継者としております。申請者の過去 3 年間における農地の取得・売却事例は、いずれもありません。通作距離は約 50m、耕作道あり、受人の耕作地あり、農地集団化あり、宅地化あり、休耕地・山林地ありです。農業経験は 40 年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男 1 人、女 2 人で、うち農業専従者は女 1 人、兼業者は男 1 人、女 1 人です。農機具保有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、自走

3 条 33 番

動噴機を各 1 台所有しております。

続きまして、番号 33 番について報告いたします。

調査には、借人は本人が、貸人は代理人が出席しました。両者の関係は特にありません。態様別は、10 年間の解除条件付使用貸借です。なお、解除条件付の使用貸借とは、農地所有適格法人以外であって、農地法第 3 条第 3 項の規定により例外的に許可をされる法人が、農地を適正に利用していない場合に貸人から一方的に契約を解除されることが条件となっている使用貸借のことです。申請理由は、借人は新規就農、貸人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、りんごです。申請者の過去 3 年間における農地の取得・売却事例は、いずれもありません。通作距離は約 100m で、借人の八戸支所を開設予定であり開設予定地からの距離となっております。耕作道あり、借人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化あり、休耕地・山林地なしです。法人や代表取締役は農業経験はありませんが、農業経験がある従業員を従事させるということです。地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。構成員は 3 名で、全て農業専従者です。農機具保有状況は、草刈り機 2 台、チェーンソー、軽トラックを各 1 台所有しております。

3 条 34 番

続きまして、番号 34 番について報告いたします。

調査には、受人は本人が、渡人は代理人が出席しました。両者の関係は特にありません。態様別は、売買です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は離農のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、栗です。申請者の過去 3 年間における農地の取得・売却事例は、両者が令和 5 年 5 月に牧場を受人は新規就農のため、渡人は受人の要望のため売買しております。通作距離は約 5 k m、耕作道あり、受人の耕作地あり、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地ありです。農業経験は 22 年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男 2 人で、すべて兼業者です。農機具保有状況は、トラクター、軽トラック、ユンボを各 1 台所有しております。

調査の結果、いずれの案件も許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えております。

以上で報告を終わります。

磯嶋推進委員

磯嶋から報告いたします。去る5月27日、外館農業委員と市庁本館地下会議室Bにおいて、番号35番を調査してまいりました。資料4ページをお開き願います。

渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条35番

調査には、両者とも本人が出席しました。両者の関係は、知人です。態様別は、売買です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は、労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、牧草です。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例は、渡人が令和7年3月に田を受人の要望のため売却しております。通作距離は約2.5km、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化あり、休耕地・山林地あります。農業経験は30年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は、男4人、女1人で、すべて農業専従者です。農機具保有状況は、乳牛70頭、トラクター7台、ロールベアラー、モアコンディショナー、レーキ各2台、テッダーを1台所有しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

松橋委員

33番についてお伺いいたします。

石川県の方からどういう経緯で、この土地を探し当てたのか。

また、受人の世帯は、代表取締役の世帯人数であって、あとは雇用して作業を行うということでしたが、その所をもう少し詳しくお聞かせいただければと思います。

和山主事

事務局の和山から回答させていただきます。

今回、貸人の息子さんが、この石川県の会社にお勤めになられているようで、

貸人のお手伝いを息子さんがここ数年やられていたようですが、資金面で赤が出てしまったようで、自分の方で続けることができないということを会社に相談されたようです。そうした所、会社の方で土地を借りるなり買い取るなりして、りんごの赤の部分を出しつつ、りんごを続けていただきたいという経緯があつて、今回、使用貸借という形になりました。

本社は石川県にあるのですが、八戸支店という形で南郷の方に作って、そこに従業員の方を3名ほど雇い、その方に作業させるということでお話を聞いておりました。

会長 よろしいですか。

松橋委員 はい。

会長 その他、ありませんか。

（なしの声あり）

会長 御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

（なしの声あり）

会長 御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第4
会長 次に、日程第4、議案第25号、令和7年度第2号八戸市農用地利用集積等促進計画案に係る意見についてを議題といたしますが、本議案の中には、〇〇委員、〇〇委員が当事者となっている事案がございます。

これは、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項に規定の議事参与の制限に該当しますので、当該事案の審議の間、〇〇委員、〇〇委員は退室をお願いいたします。

(〇〇委員、〇〇委員退室)

会長

それでは、〇〇委員、〇〇委員が当事者となっている事案について、農業経営振興センターから説明をお願いいたします。

小井川主幹

農業経営振興センターの小井川から、議案第 25 号令和 7 年度第 2 号八戸市農用地利用集積等促進計画案に係る意見についてを御説明いたします。

それでは資料の説明にまいります。資料の 5 ページを御覧願います。

今回の利用権設定件数は、賃貸借 29 件、使用貸借 13 件の計 42 件で、借り手及び貸し手の人数につきましては借り手 16 名、貸し手 41 名で、利用権設定面積は合計 245,259.94 ㎡でございます。

番号 1 番から資料 12 ページの番号 42 番まで、農地中間管理機構の業務を請け負っている公益社団法人あおもり農業支援センターが、農地中間管理事業として促進計画一括方式により、農用地等の利用権の設定を受け、同時に利用権を設定するものでございます。

借り手及び貸し手の住所、氏名、利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況及び農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。

それではまず、寺沢委員が関係する事案を御説明いたします。資料の 5 ページをお開き願います。

促進計画 4 番

番号 4 番、利用権の種類及び内容は、ねぎを作付けするために 10 年間使用貸借するものでございます。

次に、加藤委員が関係する事案を御説明いたします。資料の 6 ページをお開き願います。

促進計画 10 番

番号 10 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために 10 年間賃貸借するもので、賃借料は 10 a 当たり年間 10,000 円でございます。

県による公告年月日は、令和7年8月29日を予定しております。

以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本事案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本事案は承認することに決しました。

〇〇委員、〇〇委員の入室をお願いいたします。

(〇〇委員、〇〇委員入室)

会長

それでは、残りの事案について、農業経営振興センターから説明をお願いいたします。

小井川主幹

引き続き、農業経営振興センターの小井川から御説明いたします。資料の5ページにお戻り願います。

促進計画1番

番号1番、利用権の種類及び内容は、長いもを作付けするために10年間賃貸借するもので、賃借料は10a当たり年間3,000円でございます。

促進計画2番

番号2番、利用権の種類及び内容は、牧草を作付けするために11年間賃貸借するもので、賃借料は10a当たり年間3,000円でございます。

促進計画3番

番号3番、利用権の種類及び内容は、ねぎ及びじゃがいもを作付けするために

	10 年間賃貸借するもので、賃借料は 10 a 当たり年間 5,000 円でございます。
促進計画 5、6 番	番号 5 番と資料 6 ページの番号 6 番は同一の借り手による利用権設定となるもので、利用権の種類及び内容は、ねぎを作付けするために番号 5 番は 5 年間、番号 6 番は 3 年間使用貸借するものでございます。
促進計画 7 番	番号 7 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために 3 年間賃貸借するもので、賃借料は 10 a 当たり年間 10,000 円でございます。
促進計画 8 番	番号 8 番、利用権の種類及び内容は、りんごを作付けするために 10 年間賃貸借するもので、賃借料は 10 a 当たり年間 5,000 円でございます。
促進計画 9 番	番号 9 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために 5 年間賃貸借するもので、賃借料は 10 a 当たり年間 10,000 円でございます。
促進計画 11 番	番号 11 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために 10 年間使用貸借するものでございます。
促進計画 12～16 番	番号 12 番から 16 番までは同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、にんにく、かぼちゃ、じゃがいもを作付けするために 10 年間賃貸借するもので、賃借料は 10 a 当たり年間 6,500 円でございます。
促進計画 17 番	番号 17 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために 7 年間使用貸借するものでございます。
促進計画 18～21 番	資料 8 ページ、番号 18 番から 21 番までは同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために 5 年間使用貸借するものでございます。
促進計画 22～27 番	番号 22 番から資料 9 ページ 27 番までは同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、にんにくを作付けするために 6 年間賃貸借するもので、賃借料は 10 a 当たり年間 10,000 円でございます。
促進計画 28～38 番	番号 28 番から資料 11 ページ 38 番までは同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、菜種及びにんにくを作付けするために 5 年間賃貸借するもので、賃借料は 10 a 当たり年間 6,500 円でございます。
促進計画 39、40 番	番号 39 番と 40 番は同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために 10 年間使用貸借するものでございます。

促進計画 41 番	番号 41 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために 10 年間使用貸借するものでございます。
促進計画 42 番	番号 42 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために 4 年間使用貸借するものでございます。 全て県による公告年月日は、令和 7 年 8 月 29 日を予定しております。 以上、説明を終わります。
会長	ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。 (なしの声あり)
会長	御質疑等なしと認めます。 委員の皆様にお伺いいたします。本事案を承認することに御異議ございませんか。 (なしの声あり)
会長	御異議なしと認めます。 よって本事案は承認することに決しました。
日程第 5 会長	次に、日程第 5、報告第 24 号、農地法第 3 条の 3 の規定による相続等届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。
大橋主事	事務局の大橋から御報告いたします。この案件は、相続等届出の 5 月分でございます。 資料の 13 ページをお開き願います。 権利取得者及び前権利者の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

相続等 48～61 番

今回の届出は、資料 13 ページの番号 48 番から資料 17 ページの番号 61 番までの計 14 件となっており、権利取得事由はいずれも相続で、取得した権利の種類は、資料 13 ページの番号 49 番は賃借権、その他は所有権でございます。

なお、農業委員会によるあっせんの希望は、資料 15 ページの番号 54 番及び資料 16 ページの番号 58 番は有り、その他は無しとなっております。

いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

日程第 6

日程第 7

会長

次に、日程第 6、報告第 25 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について及び日程第 7、報告第 26 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。

栗村主事

事務局の栗村から御報告いたします。この案件は、市街化区域内の 4 条及び 5 条農地転用届出の 5 月分でございます。

はじめに、4 条届出につきまして御報告いたします。資料の 19 ページを御覧願います。

申請人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

4 条 7 番

番号 7 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。

続きまして、5 条届出につきまして御報告いたします。資料の 21 ページを開き願います。

譲受人及び譲渡人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載

	のとおりでございます。
5条 52、53 番	番号 52 番、番号 53 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。
5条 54 番	番号 54 番、転用目的は宅地分譲でございます。
	次ページをお開き願います。
5条 55、56 番	番号 55 番、番号 56 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。
5条 57 番	番号 57 番、転用目的は駐車場でございます。
	次ページをご覧ください。
5条 58 番	番号 58 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。
	いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。
	以上、報告を終わります。
会長	ただいまの報告に対し、御質疑等ございませんか。
	(なしの声あり)
会長	御質疑等なしと認めます。
日程第 8	次に、日程第 8、報告第 27 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知につい
会長	てを議題といたします。
	それでは、事務局から報告をお願いいたします。
風張主幹	事務局の風張から御報告いたします。この案件は、18 条合意解約の 5 月分でございます。資料の 25 ページをお開き願います。
	賃貸人及び賃借人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。
18 条 12、13 番	番号 12 番と番号 13 番は、農地中間管理事業に係る賃貸借の合意解約で、補償等は無しとなっております。
18 条 14～23 番	番号 14 番から資料 28 ページの番号 23 番までは、農業経営基盤強化促進法に係る賃貸借の合意解約で、補償等は無しとなっております。

受理通知年月日は、令和7年6月16日を予定しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

以上をもちまして、議事は全て終了いたしました。

(その他)

会長

以上をもちまして、総会を閉会いたします。

(閉会 午後3時21分)